

「“税”ミナールクイズ」に挑戦！！

今年の10月には、インボイス制度の運用が開始され、来年1月には改正電子帳簿保存法が実質的にスタートします。今回の“税”ミナールクイズでは、この2つを取り上げます。
正しいものには○、誤っているもの(正確でない)には×を付けてください。

《インボイス制度》

- [問1] 消費税の申告義務のない免税事業者でも、「適格請求書(インボイス)発行事業者」として登録できる。
- [問2] 登録の有無は「適格請求書発行事業者公表サイト」(国税庁)において確認できるが、「屋号」の情報は表示できない。
- [問3] 事務所の家賃のように口座振替(自動引落とし)で支払っているものでも、その都度「インボイス」を交付してもらう必要がある。
- [問4] 社員に支払う通勤手当や出張時の日当は、社員から「インボイス」がもらえないことから、仕入税額控除できない。
- [問5] 小規模な事業者がインボイス発行事業者になった場合、売上にかかる消費税の2割を納付税額とする特例(経過措置)が設けられている。



《改正電子帳簿保存法》

- [問6] 来年1月には改正電子帳簿保存法が実質的にスタートするが、中小(零細)事業者や個人事業者はこの制度の対象とならない。
- [問7] 改正電子帳簿保存法では、電子取引については、電子データのままで保存することが義務化されるが、書面で受領した請求書や領収書をスキャナで電子化した場合、その原本である書面は廃棄してもかまわない。
- [問8] 電子取引データを保存する際には、必ず、「タイムスタンプ」を付与しなければならない。
[参考]「タイムスタンプ」とは、刻印されている時刻以前にその文書は存在(存在証明)し、その時刻以降、改ざんされていないことを証明(非改ざん証明)するもの。
- [問9] ペーパーレス化されていない電話FAXで請求書を受信した場合も、電磁的に受け取ったものとして、電子取引データとして保存する必要がある。
- [問10] 印紙税が課税されることとなる文書(課税文書)をFAXで送信し、受信側が書面出力した。この場合、印紙税は課税される。

☆☆☆ お疲れ様でした！ ☆☆☆